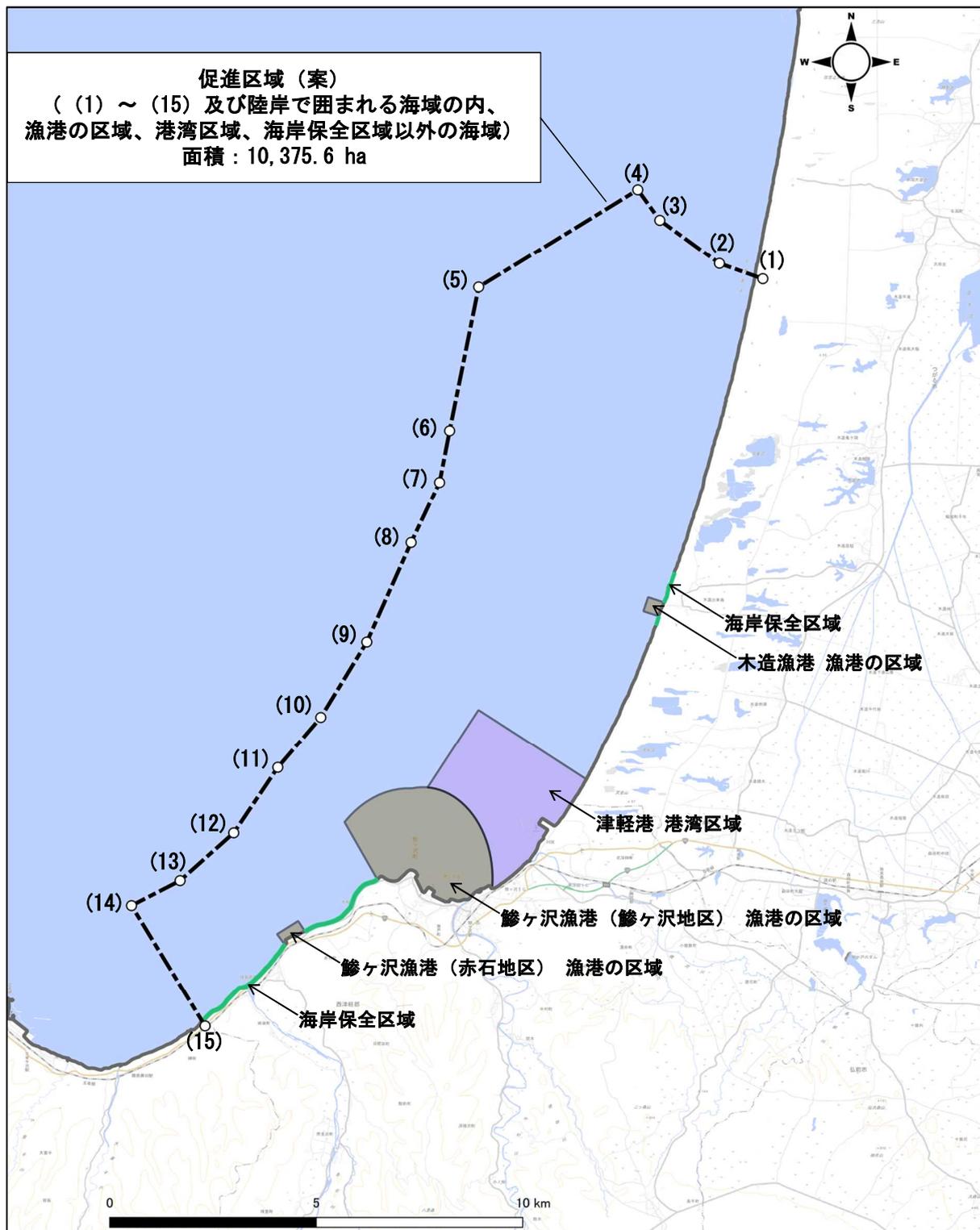


**青森県沖日本海（南側）に係る  
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（案）**

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、漁港の区域（漁場漁港整備法（昭和二十五年法律百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域をいう。）、港湾区域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域

座標番号	緯度				経度			
(1)	北緯	40 度	54 分	59 秒	東経	140 度	18 分	15 秒
(2)		40 度	55 分	11 秒		140 度	17 分	30 秒
(3)		40 度	55 分	45 秒		140 度	16 分	28 秒
(4)		40 度	56 分	9 秒		140 度	16 分	5 秒
(5)		40 度	54 分	51 秒		140 度	13 分	21 秒
(6)		40 度	52 分	57 秒		140 度	12 分	52 秒
(7)		40 度	52 分	16 秒		140 度	12 分	42 秒
(8)		40 度	51 分	28 秒		140 度	12 分	13 秒
(9)		40 度	50 分	9 秒		140 度	11 分	28 秒
(10)		40 度	49 分	9 秒		140 度	10 分	41 秒
(11)		40 度	48 分	29 秒		140 度	9 分	57 秒
(12)		40 度	47 分	37 秒		140 度	9 分	12 秒
(13)		40 度	46 分	59 秒		140 度	8 分	17 秒
(14)		40 度	46 分	39 秒		140 度	7 分	27 秒
(15)		40 度	45 分	4 秒		140 度	8 分	44 秒



- ※促進区域（案）の陸域部座標（(1)、(15)）は海岸線より最も近い陸上構造物（道路）上等（\*）に設定。
- （\*）陸域部座標は、将来に渡り陸域上に設定されている必要があり、侵食される可能性が低い陸上構造物（道路）上又は海岸線より一定の距離が確保された場所に設定。
- ※港湾区域及び海岸保全区域は青森県提供資料、漁港の区域は海洋台帳及び青森県提供資料に基づき作成。
- ※漁港の区域、海岸保全区域は青森県提供資料（図面）のトレース等により作成しており、概ねの範囲を示すもの。したがって、促進区域（案）の面積についても、概ねの漁港の区域、海岸保全区域に基づいた面積となる。
- ※海岸保全区域は、促進区域（案）の座標（1）～（15）及び陸岸で囲まれる海域内に指定されている区域（木造海岸（出来島海岸）及び鯺ヶ沢海岸（大和田・川原地海岸）の区域）のみ記載。但し、港湾区域内又は漁港の区域内に指定されている海岸保全区域は除く。